

安徽省特許保護及び促進条例

2005年10月21日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

安徽省特許保護及び促進条例

(1998年6月20日安徽省第9期人民代表大会常務委員会第4回会議採択、2005年10月21日安徽省第10期人民代表大会常務委員会第19回会議改正)

第1章 総則

第1条 発明創造の特許権を保護し、自主的な革新及び特許技術の応用を促進し、市場の秩序を維持するため、「中華人民共和国特許法」及びその他の関係法律、行政法規に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 本条例は本省の行政区域における特許の保護、特許の促進、特許紛争の処理及び調停、特許の違法行為の調査、処理などの業務に適用する。

第3条 県級以上の人民政府は特許の保護及び促進に対する指導を強化し、特許の開発及び利用を奨励、支持し、特許の保護及び促進業務に必要な条件と保障を提供しなければならない。

第4条 省の人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の保護及び促進業務を行うものとする。市、県人民政府の特許管理部門は本条例の規定に基づき、省の人民政府の指導の下で特許の保護及び促進に関する業務を行うものとする。

発展改革、商務、工商行政管理、公安、品質技術監督、税務、教育、農業、税関等の部門は各自の職責に基づき特許の保護及び促進に関する業務を行うものとする。

ニュース、出版、放送、テレビなどの単位は特許知識の宣伝を強化し、社会全体の特許意識を高めるものとする。

第2章 特許の保護

第5条 特許管理部門は特許の保護業務の協調体制を構築し、法に基づき特許の違法行為を調査、処理し、特許権侵害紛争を処理し、特許権者の合法的権益を保護しなければならない。

第6条 如何なる単位及び個人も他人の特許権を侵害、他人の特許を詐称してはならず、非特許製品を特許製品であると詐称または非特許方法を特許方法であると詐称（以下「特許詐称」という）してはならない。

如何なる単位及び個人も他人の特許権侵害、特許盗用、特許詐称のために資金、場所、生産設備、輸送、広告、印刷などの生産経営の便宜を提供してはならない。

特許管理部門が特許権侵害の調査、特許盗用または特許詐称の調査、処理において、関係単位又は個人は案件と係わる資料の提供を拒絶またはそれを隠匿、移転、廃棄してはならず、登記保存された物品を無断で移転、処理、廃棄してはならない。

本条第1項、第2項に挙げる行為について特許管理部門が処理決定を下した後、当事者が行政不服審査、行政訴訟を提起しなかった場合、特許管理部門は関係内容を企業及び個人信用情報収集機構に通報して、信用情報収集機構により公告されなければならない。

第7条 特許製品または当該製品の包装上に特許標識及び特許番号を表示することができる。特許標識及び特許番号の表示方法は国务院の特許行政部門の関係規定に適合しなければならない。

第8条 展覧会、交易会、展示会、推薦会などの主催者は特許標識を表示した製品又は技術に対し、その特許証又はその他の証明文書を確認しなければならない。

特許証又はその他の証明文書を提供できなかった場合、主催者は特許製品、特許技術の名義を用いて展示することを拒絶しなければならない。展示期間において、開催地の区を有する市人民政府の特許管理部門は特許盗用又は特許詐称行為の告発を受けた場合、直ちに現場調査を行い、必要に応じて法に基づきサンプル証拠を取りまたは証拠の先行登記保存の措置を取ることができる。特許の違法行為が成立すると認められる場合、展示業者にその展示製品又は技術を撤去する用命しなければならない。

第9条 放送、テレビ、新聞などの媒体を通じて特許製品又は特許方法を宣伝する場合、広告主は広告の審査機関及び広告の経営者、発布者に特許が真実、適法、有効である証明文書を提供しなければならない。特許の証明文書を提供しなかった者に対し、関係単位は設計、製作又は広告をしてはならない。

第10条 仲介機構は特許代理などの特許サービスに従事する場合、国家に規定された資格を具備し、且つ法に基づき登録手続きを行わなければならない。

特許サービスに従事する仲介機構及びその職員は法に基づき特許仲介サービスを行わなければならない。虚偽報告書の作成、委託人の発明創造内容の漏洩、剽窃をしてはならず、当事者との共謀による不当利益の取得、特許権者及びその他の当事者の合法的権益の損失、社会の公共利益の損失をしてはならない。

第11条 法に基づき設立された特許鑑定機構は関係部門及び当事者の委託を受け、関係する専門家を組織し独立して特許の保護に関連する鑑定活動を行うことができる。

第12条 特許管理部門は特許違法行為の告発制度を構築し、告発方法を公布しなければならない。

第3章 特許の促進

第13条 企業、事業単位及び個人が発明創造を行い、特許を出願することを奨励するものとする。

省と、区を有する市及び条件を具備する県（市）の人民政府は単位及び個人が特許の出願、特許の実施を支援するために、専用資金を設けるものとする。支援の具体的な方法は特許管理部門と財政部門により共同して制定する。

第14条 省の人民政府は発明創造を行い、特許を取得して実施し、本省の経済と社会の発展に突出した貢献をした特許権者に対し、報奨を行うものとする。

第15条 企業、事業単位が特許に対する研究開発投入量を増やすことを奨励し、その特許の研究開発経費は国家及び省の関係規定によりコストに計上し、相応する優遇政策を享

受できものとする。

第16条 特許実施許諾契約書が法に基づき登録された場合、当事者双方は国家及び省の技術取引に関する優遇政策を享受するものとする。

第17条 特許権が付与された単位は法に基づき職務発明創造の発明者、創作者に対し、奨金及び報酬を支払わなければならない。

特許権を譲渡した場合、他人に特許の実施を許諾する規定を参照して職務発明創造の発明者、創作者に報酬を支払わなければならない。

第18条 政府の支援する科学技術計画プロジェクトに対しては、科学技術、発展改革などの行政部門は単位に特許目的を定めさせ、併せて特許目的の実現状況を科学技術プロジェクトの検収内容に取り入れるよう仕向けなければならない。

第19条 下記に挙げる場合の一に該当し且つ特許技術に係わるとき、請求者又は申請者が関係する行政部門に特許検索報告書を提出しなければならず、請求者又は申請報告者は特許検索報告書を提出しなかった場合、関係する行政部門は立案、認定又は授賞をしないものとする。

- (1) 政府の支援する技術開発又は技術革新のプロジェクトを申請する場合。
- (2) 政府の支援する科学技術の成果を産業化するプロジェクトを申請報告する場合。
- (3) 政府科学技術賞を申請報告する場合。

第4章 特許紛争の処理及び調停

第20条 特許権者の許諾なしにその特許を実施した場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に提訴でき、省と、区を有する市の人民政府の特許管理部門に処理を求めることもできる。

第21条 特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を求める場合、下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許権侵害紛争と利害関係がある。
- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実がある。
- (3) 当事者は人民法院に提訴していない。
- (4) 特許管理部門の受理及び管轄範囲に属する。

特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を求める時、申請書及び関係証拠を提出しなければならない。

第22条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理申請書を受けた日から7日以内に立案するか否かの決定を下し、且つ書面にて請求者に通知しなければならない。立案すると決定した場合、立案した日から7日以内に被請求者に申請書の副本を送達しなければならない。

被請求者は申請書の副本を受領した日から15日以内に答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。

被請求者が答弁書及び関係証拠を提出しなかった場合も、特許管理部門の特許権侵害紛

争に対する処理には影響を及ぼさない。

第23条 特許権侵害紛争の処理において、被請求者は無効宣告を請求し且つ特許再審委員会に受理された場合、特許管理部門に処理を中止するよう求めることができる。

特許管理部門は被請求者の提出した中止理由が明確に成立しないと認めた場合、処理を中止しないこともできる。

第24条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理において、下記に示す職権を行使することができる。

- (1) 当事者、利害関係者及び証人に質問する。
- (2) 実地調査する。
- (3) 案件に係わる書証及び視聴材料を検閲又は複製する。
- (4) サンプル証拠を収集する。

証拠が破壊可能又は今後取得困難且つサンプル証拠が収集できない場合、特許管理部門は登記して保存できる。

第25条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理において、立案した日から3ヶ月以内に処理決定を下さなければならない。状況が複雑で期限通りに処理決定が下されない場合、特許管理部門の責任者の許可を経て、適当に延長することができるが、延長期限は3ヶ月を超えてはならない。

第26条 特許管理部門は侵害行為が成立すると認め処理決定を下す場合、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じ、且つ下記に挙げる侵害行為の停止措置を取ることができる。

(1) 侵害製品を製造する侵害者に対し製造を直ちに停止し、侵害製品を製造するための型、専用設備を廃棄するよう命じ、且つ未販売の侵害製品を販売、使用、移転してはならず、またはその他の形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(2) 特許方法を使用する侵害者に対し使用を停止し、特許方法を実施するための型、専用設備を廃棄するよう命じ、且つ特許方法の実施により直接的に得られた製品を販売、使用してはならず、またはその他の形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(3) 侵害製品または特許方法の実施により直接的に得られた製品を販売する侵害者に対し、販売を直ちに停止し、且つ未販売の侵害製品を使用またはその他の形でも当該製品を市場に投入してはならない。

(4) 侵害製品または特許方法の実施により直接的に得られた製品を許諾販売する侵害者に対し、許諾販売行為を直ちに停止し、影響を排除するよう命じ、如何なる実際の販売行為も行っていない。

(5) 特許製品または特許方法の実施により直接的に得られた製品を輸入する侵害者に対し、輸入行為を直ちに停止するよう命じ、侵害製品が国内に入った場合は、当該侵害製品を販売、使用又はその他の形でも当該製品を市場に投入してはならず、侵害製品がまだ国内に入っていない場合は、処理決定を税関に通知することができる。

前項第(1)、(2)、(3)、(5)号に示した侵害製品が保存しがたい場合は、侵害者に当該製品を廃棄するよう命ずる。

第27条 特許管理部門又は人民法院が侵害の処理決定又は判決を下した後、被請求者が

同一の特許権に対し同一種類の侵害行為を行い、特許権者又は利害関係者が処理を求めた場合、特許管理部門は侵害行為を直ちに停止する命令の処理決定を直接的に下すことができる。

第28条 特許管理部門は当事者の請求に応じ、下記に示す特許紛争について調停を行うことができる。

- (1) 特許権侵害の賠償額に係わる紛争。
- (2) 出願権及び特許権の帰属に係わる紛争。
- (3) 発明者、創作者の資格に係わる紛争。
- (4) 職務発明の発明者、創作者に対する報奨及び報酬に係わる紛争。
- (5) 発明特許出願が公告された後から特許権付与以前に発明を実施したにもかかわらず適当な費用を支払わないことに係る紛争。

前項第(5)号に示す紛争については、特許権者は特許管理部門の調停を求める場合、特許権が付与された後に提起しなければならない。

調停を通じ双方が合意した場合、特許管理部門は調停書を作成しなければならない。調停ができなかった場合、特許管理部門は当事者に人民法院に訴えることができることを通知しなければならない。

第5章 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分

第29条 下記に挙げる行為は他人の特許を詐称する行為に属するものとする。

- (1) 許諾なしに製造又は販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表示する。
- (2) 許諾なしに広告又はその他の宣伝材料の中で他人の特許番号を使用し、係わる技術を他人の特許技術と誤認させる。
- (3) 許諾なしに契約書の中で他人の特許番号を使用して、契約書の係わる技術を他人の特許技術と誤認させる。
- (4) 他人の特許証、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造する。

第30条 下記に挙げる行為は非特許を特許であると詐称する行為に属するものとする。

- (1) 特許標識を表示した非特許製品を製造又は販売する。
- (2) 特許権が無効であると宣告された後も、製造又は販売する製品上に特許標識を表示し続ける。
- (3) 広告又はその他の宣伝材料の中で非特許技術を特許技術であると称する。
- (4) 契約書の中で非特許技術を特許技術であると称する。
- (5) 特許証、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造する。

第31条 特許管理部門は他人の特許盗用、特許詐称が発見され又は他人の特許盗用、特許詐称に対する告発を受けた場合、立案して調査、処理を行わなければならない。

第32条 他人の特許盗用、特許詐称行為は行為の発生地の特許管理部門が管轄する。

特許管理部門の管轄権に争いがあった場合、その共同の上級人民政府の特許管理部門に管轄を指定され、共同の上級部門がない場合は、国の関係規定に基づき管轄を指定されるものとする。

第 3 3 条 特許管理部門は他人の特許盗用、特許詐称の案件を調査、処理するに当っては、本条例第 24 条に規定された職権を行使することができる。

第 3 4 条 特許管理部門は他人の特許盗用、特許詐称行為が成立すると認めた場合、行為者に下記に示す是正措置を取るよう命じなければならない。

(1) 製造、販売する製品及びその包装に他人の特許番号を表示し又は特許表示のある非特許製品を製造、販売した場合は、行為者に当該特許表示及び特許番号を直ちに廃棄させ、特許表示及び特許番号は製品と分離困難な場合は当該製品を廃棄する。

(2) 広告又はその他の宣伝資料の中で他人の特許番号又は非特許技術の特許技術であると詐称した場合、当該広告を直ちに停止し、または当該宣伝資料の頒布を停止し、影響を排除し、未頒布の宣伝資料は没収される。

(3) 契約書の中で他人の特許番号を使用し又は契約書の中で非特許技術の特許技術であると詐称した場合、直ちに契約の相手に通知し契約の関連内容を変更する。

(4) 他人の特許証書、特許文書、特許出願文書を偽造、変造した場合、前記行為を直ちに停止し、その偽造、変造した特許証、特許文書又は特許出願文書は没収される。

第 3 5 条 特許管理部門は他人の特許盗用、特許詐称の案件の調査、処理において、立案した日から 3 ヶ月以内に法に基づき処理決定を下しなければならない。涉外案件は期間を延長して処理決定を下すことができる。

第 6 章 法的責任

第 3 6 条 本条例第 6 条第 3 項の規定に違反して、案件と係わる資料の提供を拒絶またはそれを隠匿、移転、廃棄し、または登記保存された物品を無断で移転、処理、廃棄した場合、特許管理部門は法に基づき処理し、治安管理条例の規定に違反した場合は、公安機関は法に基づき処罰する。

第 3 7 条 特許表示又は特許番号が規定に適合しなかった場合は、省と、区を有する人民政府の特許管理部門は期限を指定して是正を命ずる。

特許表示又は特許番号の記載が不相当で特許詐称行為をなした場合は、省と、区を有する人民政府の特許管理部門は法に基づき処罰する。

第 3 8 条 展覧会、交易会、展示会、推薦会などの主催者は本条例第 8 条第 1 項の規定に違反して、特許証又はその他の証明文書を提出しなかった製品又は技術の特許製品又は特許技術の名義を用いて参加することを許可した場合、省と、区を有する人民政府の特許管理部門は期限を指定して是正を命じ、2 千元以上 1 万元以下の罰金を併科することもできる。

第 3 9 条 特許サービスに従事する仲介機構及びその職員が本条例第 10 条第 2 項の規定に違反して、省人民政府の特許管理部門は警告し、又は上級の特許管理部門に「特許代理人資格証書」の取消を依頼する。

第 4 0 条 本条例第 19 条の規定に違反して、特許検索報告書を提出しなかったプロジェ

クトに対して、立案、認定又は授賞したことにより国有資産又は政府の公的信用を損失した場合は、所在の単位又は上級の主管部門は直接責任者に対し行政処分を行う。

第41条 他人の特許を詐称した場合は、法に基づき民事責任を負う他、省と、区を有する人民政府の特許管理部門は是正を命じ且つ公告し、違法所得を没収し、違法所得の3倍以下の罰金を併科することができ、違法所得がない場合は5千元以下の罰金を併科することができ、犯罪に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第42条 非特許を特許であると詐称した場合は、省と、区を有する人民政府の特許管理部門は是正を命じ且つ公告し、5千元以下の罰金を併科することができる。

第43条 特許の管理業務に従事する国家の職員の職務懈怠、職権濫用、汚職が犯罪に至らない場合には、法に基づき行政処分を行い、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第7章 附則

第44条 本条例は2006年1月1日から施行する。